令和5年第5回5月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

- 1. 開催日時 令和5年5月10日(水) 午後4時03分から午後4時35分
- 2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」交流ホール
- 3. 出席委員数 35 人中、31 人出席
- 4. 出席委員名
 - 1. 田戸岡 誠 3. 太田 善造 4. 三橋 衛 5. 工藤 育江 6. 野宮富喜子
 - 7. 笠井 正己 8. 新岡 亮 9. 吉田 秀美 10. 菊池 昭二 11. 葛西 勝久
 - 12. 秋田谷廣次 13. 工藤しのぶ 14. 成田 金春 15. 杉森 広宣 16. 今 輝義
 - 18. 福井 清光 20. 三橋 弘 21. 斉藤 鉄男 22. 成田 清繁 23. 長谷川一幸
 - 24. 工藤 恒實 26. 小山内 壽 27. 藤本 正彦 28. 工藤 正樹 29. 稲葉 武彦
 - 30. 福井二三夫 31. 工藤 宰 32. 横山 治彦 34. 神 文敏 35. 羽場 晃
 - 36. 浅見 春樹 計 31 人
- 5. 欠席委員名 2. 古坂 勇樹 17. 鎌田 誠 25. 長谷川秀樹 33. 山本 康樹 計 4 人

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 提出議案の上程
- 報告第 9号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第31号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第32号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第33号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第34号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者に ついて

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局 長:竹內攻規 係 長:村田龍治 主 幹:成田圭吾 主 事:對馬拓朗

主 事: 西巻塁斗 主 事: 一戸想永 計6人

8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和5年第5回(5月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ (藤本正彦)

本日はお忙しいところ、総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。 さて、田植えも本格的に始まります。体に注意し、事故、怪我が無いようお願いします。それで、8月の視察研修ですが、久しぶりの開催となりますので出席の方、お願いします。それから、最適化活動について局長の方から説明がありますので、分か らない点等ありましたら質問してください。

さて、本日は5月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い 致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長 (竹内攻規)

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致 します。会長、宜しくお願い致します。

議 長(藤本正彦会長)

ただいまの出席委員は、35名中31名です。定足数に達しておりますので、本日の 会議は成立致します。

議 長 (藤本正彦会長)

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。 「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議 長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声があり)

議 長(藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には24番工藤恒實委員、26番小山内 壽委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

| 報告第 | 9号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
|------|----|-------------------------------|
| 議案第3 | 0号 | 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について |
| 議案第3 | 1号 | 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について |
| 議案第3 | 2号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第3 | 3号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第3 | 4号 | 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者に |
| | | ついて |

以上、報告1件、議案5件、計6件を上程致します。

議 長 (藤本正彦会長)

はじめに、報告第9号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について を事務局から報告させます。

事務局報告 (西巻主事)

それでは、1ページをお開きください。報告第9号について説明いたします。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和5年5月10日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第9号は、1ページの番号79番から6ページの番号91番までの13件です。解約は田が9件で面積は90, 947㎡、畑が3件で面積は21, 438㎡、樹園地が1件で面積が1, 835㎡です。解約の理由は全て合意による解約となっております。以上で報告を終わります。

議 長 (藤本正彦会長)

報告については、以上のとおりと致します。

議 長 (藤本正彦会長)

次に、「議案第30号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」 を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明(西巻主事)

それでは、7ページをお開きください。議案第30号について説明いたします。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第 1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和5 年5月10日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第30号は、7ページの121番から19ページの152番までの32件です。 内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が11件で、田が65,533㎡、畑が13,079㎡、樹園地が4,686㎡、「一般の売買」が6件で、畑が51,072㎡、「贈与」が12件で、田が34,501㎡、畑が1,860㎡、樹園地が19,324㎡となっております。また、賃借権設定が2件で、田が35,181㎡、使用貸借権設定が1件で、田が244㎡、畑が23,394㎡です。

全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから11ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明いたします。7ページ、121番の田は10a当り30万円、122番の田は10a当り23万円、123番の田は10a当り30万円、8ページ、124番の畑は総額50万円、10a当り約3万8千円、125番と126番の田は10a当り10万円、9ページ、127番の樹園地は10a当り15万円、128番の田は10a当り30万円、129番の田は10a当り25万円、10ページ、130番の樹園地は10a当り20万円、131番の田は10a当り30万円、132番の

畑は総額10万円、10a当り約2万6千円、11ページ、133番の畑は総額150万円、10a当り約5万1千円、134番の畑は総額15万円、10a当り約2万2千円、12ページ、135番の畑は総額10万円、10a当り約2万6千円、136番の畑は総額10万円、10a当り約2万8千円となっております。以上で説明を終わります。

議 長(藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ないようですので、議案第30号の質疑を終結致します。これより、議案第30号を採決致します。おはかり致します。議案第30号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長(藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議 長 (藤本正彦会長)

次に、「議案第31号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。この案件については、1番田戸岡誠委員、20番三橋弘委員、が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

(1番田戸岡誠委員、20番三橋弘委員が退席)

事務局説明 (西巻主事)

説明に入る前に、1点訂正があります。20ページ、番号911番の木造下遠山里 小田原1番地77ですが審議しないこととなりました。ご了承ください。

それでは、20ページをお開きください。議案第31号について説明いたします。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第 1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和5 年5月10日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第31号は、20ページの910番と911番の2件です。所有権移転の「あっせんによる売買」が1件で、田が4,002㎡、「贈与」が1件で、田が1,512㎡です。別添の農地法第3条調査書12ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。

次に、売買価格について説明いたします。20ページ、910番の田は10a当り20万円となっております。以上で説明を終わります。

議 長 (藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長(藤本正彦会長)

ないようですので、議案第31号の質疑を終結致します。これより、議案第31号を採決致します。おはかり致します。議案第31号は、原案のとおり許可することに、 ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長(藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり許可することに決 定致しました。1番田戸岡誠委員、20番三橋弘委員、入室願います。

(1番田戸岡誠委員、20番三橋弘委員が入室し着席)

議 長 (藤本正彦会長)

次に、「議案第32号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明 を求めます。

事務局説明(成田主幹)

それでは21ページをお開きください。議案第32号について説明いたします。

「農用地利用集積計画の決定について」。農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和5年5月10日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第32号は、21ページ番号18番から、34ページ 番号233番までです。 内訳ですが、「公社への売買」で、田が2件、樹園地が3件、合計5件、面積が合計3 5,139㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が12件、畑が2件、合計14件、 面積が合計158,686㎡です。次に、「新規の使用貸借」で、田が2件、畑が2件、 合計4件、面積が合計28,382㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が4件、 面積が合計35,581㎡です。

議案第32号の合計としまして、田が合計20件、畑が4件、樹園地が3件、合計27件、面積が合計257、788㎡です。

それでは、売買価格について説明致します。 21ページをお開きください。 21ページ番号 18 番の田は、総額 350 万円です。次に、 21ページから 22ページにかけての、番号 19 番の田は、10a 当 920 万円です。次に、番号 20 番の樹園地は、10a 当 910 万円です。次に、 22ページから 23ページにかけての、番号 21 番の樹園

地は、10a 当り8万円です。次に、番号22番の樹園地は、総額30万円です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議 長 (藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ないようですので、議案第32号の質疑を終結致します。これより、議案第32号を 採決致します。おはかり致します。議案第32号は、原案のとおり決定することに、ご 異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は、原案のとおり決定致しました。

議 長 (藤本正彦会長)

次に、「議案第33号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この案件については、9番稲葉武彦委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(9番稲葉武彦委員が退席)

議 長 (藤本正彦会長)

それでは、議案第33号について説明を求めます。

事務局説明(成田主幹)

それでは35ページをお開きください。議案第33号について説明いたします。

「農用地利用集積計画の決定について」、農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和5年5月10日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第33号は、35ページ 番号909番です。内訳ですが、「再設定の賃貸借」で、田が1件、面積が合計12,839㎡です。議案第33号の合計としまして、田が1件、面積が合計12,839㎡です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議 長(藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長(藤本正彦会長)

ないようですので、議案第33号の質疑を終結致します。これより、議案第33号を採決致します。おはかり致します。議案第33号は、原案のとおり決定することに、 ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長(藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり決定致しました。 29番稲葉武彦委員、入室願います。

(29番稲葉武彦委員が入室し着席)

議 長 (藤本正彦会長)

次に、議案34号贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者 についてを議題と致します。説明を求めます。

事務局説明 (一戸主事)

36ページをお開きください。議案第34号について説明します。

「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」。農地等の一括贈与に係る下記の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることの承認を求める。令和5年5月10日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件に該当する適格者は、36ページに記載されている1件であり、年齢、農業 従事年数、認定農業者などの適格要件を満たしております。

なお、贈与税の納税猶予を受けるか、相続時精算課税制度を選択するか、不動産取得税の徴収猶予を受けるかは、一括贈与を受けた受贈者の判断で申告することになります。以上で説明を終わります。

議 長 (藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ないようですので、議案第34号の質疑を終結致します。これより、議案第34号 を採決致します。おはかり致します。議案第34号は、原案のとおり承認することに、 ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は、原案のとおり承認することに決定致しました。

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

- 1. 次期総会日程(案) について (竹内事務局長)
 - 1)日 時 令和5年6月2日(金) 午後2時00分より 場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
 - 2)日時 令和5年7月7日(金) 午後2時00分より場所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2. 事務連絡

- 1) 令和5年度 つがる市農業委員会視察研修について (村田総括主幹)
- 2) 令和4年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価について (對馬主事)

議 長(藤本正彦会長)

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

(発言がなし)

議 長 (藤本正彦会長)

以上をもって、「令和5年第5回(5月)つがる市農業委員会総会」を閉会致します。